

令和8年第1回定例会5月議会提出議案概要書

議 案 目 録

- 議案第 4 4 号 明石市市税条例の一部を改正する条例制定専決処分につき承認を求めること
- 報告第 5 号 訴えの提起専決処分につき報告のこと
- 〃 第 6 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

1 要 旨

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割を廃止するほか、所要の整備を図るため、令和8年3月31日専決処分により条例の一部を改正したので、その承認を求めるもの。

2 内 容

- (1) 軽自動車税の環境性能割を廃止する。
- (2) 軽自動車税の種別割の名称を軽自動車税に改める。
- (3) その他地方税法の改正に伴う所要の整備

3 施行期日

令和8年4月1日

1 請求の要旨

市営住宅の家賃を長期間滞納し、かつ、当該住宅を正当な理由によらないで長期間使用しないとともに市長の承認を得ることなく当該住宅に私物等を長期間放置した相手方に対し、当該住宅の明渡し並びに滞納家賃、遅延損害金及び明渡し済みまでの間の損害賠償金の支払いを求めるもの。

2 訴えの相手方等

相手方	明渡し住宅	滞納家賃（円）	専決処分日
明石市在住の個人	市営東二見駅北住宅の一室	351,400	令和8年3月24日

1 要 旨

道路上の事故による損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和8年3月19日専決処分したので、報告するもの。

2 内 容

- (1) 損害賠償額 金 143,911円
- (2) 相手方 明石市在住の個人
- (3) 事故の内容 令和7年11月8日明石市貴崎4丁目14番地先の道路上を相手方が歩行中、植栽帯の根により隆起した舗装につまずき転倒し、負傷させたもの。